

国宝薬師寺東塔模型製造

公募要領

1.

建造物模造事業（国宝薬師寺東塔模型製造）

2. 事業の趣旨・目的

仕様書のとおり

3. 事業概要

仕様書のとおり

4. 応募に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 支出負担行為担当官文化庁次長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 文化財建造物の模型製造の実績を有する者であること。

5. 参加表明の方法

企画提案を予定する者は、企画提案申請書等を提出する前本企画競争に参加を希望する者は、平成29年7月14日（金）17時までに、下記の6. (2) ②に示す担当者に本企画競争に応募する旨FAX又はE-mailなどにより必ず連絡すること。

6. 提案書類の種類、提出方法等

(1) 企画提案の種類

①企画提案申請書(様式1)

②企画提案書(様式2)

③文化財建造物等の模型製作の実績(様式3)

④会社組織等の概要(定款、規約、会社案内等)

⑤直近2期分の決算状況が分かる資料

⑥審査基準「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

⑦誓約書

なお、企画提案書の内容に関し、説明や追加資料の提出を求められた場合は、それに応じること。

(2) 提出方法、提出先

①提出方法

提出書類一式を6セット、下記提出先へ郵送又は持参すること。郵送の場合は配達証明できる方法で送信すること。併せて様式1～3の電子ファイル(PDFファイル)をeメールにて担当者へ送信すること。

②提出先

所在地：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
担 当：文化庁文化財部参事官（建造物担当）修理指導部門
電 話：03-5253-4111（内線2796） FAX：03-6734-3823
e-mail: furumori@mext.go.jp

③提出期限

平成29年7月21日(金)12時必着

7. 企画提案書の作成方法、取扱い

(1) 企画提案書の作成方法

- ①用紙の大きさはA4縦使い、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3版の折り込みも可とする。
- ②企画提案申請書(様式1)を除き、企画提案書の本文中に社名やロゴマーク等、提案者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- ③様式1～3は別葉とすること。
- ④企画提案書の作成・提出にかかる費用は審査結果にかかわらず提案者の負担とする。
- ⑤本企画提案内容は、他で使用した企画提案からの引用・転載を禁止する。

(2) 企画提案書の取扱い

企画提案書は審査員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者への開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開にあたって発生しうるリスクについては提案者が負うものとする。

なお、提出された書類は返却しない。

8. 事業規模(見込)及び採択数

総事業費：45,000千円程度（5ヶ年計画）
平成29・30年度事業規模：7,500千円以内、
平成31～33年度事業規模：10,000千円以内（予定）
採択数：1件

9. 事業説明会

開催しない。

10. 審査に係る事項

(1) 無効となる企画提案書

- ①本公告に示した参加資格に必要な資格の無い者が提出したもの
- ②参加者に求められる義務を履行しなかった者が提出したもの

- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる者が作成したもの
- ⑤提出期限までに到達しなかったもの

(2) 請負予定者の決定方法

文化庁内に設置する建造物模写模造事業選定委員会において、別途定める審査基準に基づき提出された企画提案書を評価・採点し、請負予定者を決定する。なお、同委員会では非公開で行うこととし、審査内容や経過に関する問い合わせには応じない。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、30日以内にすべての企画提案者に審査結果を書面により通知する。

11. 誓約書の提出

- (1) 本企画提案に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人には適用しない。

12. 契約手続き

審査の結果請負予定者となった者は、改めて事業計画書を提出し、文化庁係官と契約条件を調整し、契約条件が整い次第請負契約を締結するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合は、請負契約の締結ができない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、下請負先がある場合は、この旨を下請負先にも十分周知してください。

13. スケジュール（予定）

- ①公募開始：平成29年6月23日（金）
- ②公募締切：平成29年7月21日（金）12時
- ③審査・選定：平成29年7月下旬
- ④事業計画の審査：平成29年7月下旬以降
- ④契約締結：平成29年7月下旬以降
- ⑤契約期間：契約日から平成29年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円に限る。
- (2) その他詳細は仕様書による。
- (3) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。
- (4) 契約は単年度毎に行い、初年度の実績を精査の上、次年度以降については改めて事業計画を提出し、文化庁の審査により内容が適切であると判断した場合は、契約を締結する。
- (5) 事業実施にあたっては、法令、契約書及び企画提案書等を遵守し、文化庁と十分な連絡調整を図ること。
- (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況になった場合には、速やかに届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしく願いいたします。

なお、下請負先がある場合は、下請負先にも周知願います。

- ・ 業務計画書（業務経費内訳を含む）
- ・ 下請負に係る業務経費内訳
- ・ 業務経費（下請負に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

以 上